

平成 26 年 2 月 7 日
総務省 九州管区行政評価局

開庁延長時における障害者に対する職業紹介の実施について（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省九州管区行政評価局（局長 杉山茂）は、下記の行政相談を端緒として、行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 25 年 12 月 20 日に、福岡労働局、佐賀労働局及び長崎労働局に対して改善をあっせんしました。

当局のあっせんに対し、平成 26 年 1 月 31 日に、各局から下記の改善措置を講じる旨の回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

平日の開庁時間の延長や土曜日の開庁（以下「開庁延長」という。）を行っている公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）では、開庁延長時に、健常者には職業指導（求人情報の提供及び職業相談を含む。）と職業紹介の両方を行っているが、障害者には、職業指導しか行っておらず、職業紹介を行っていない。

開庁延長を行っているハローワークでは、障害者雇用を所管する厚生労働省の出先機関として、障害者に対しても、健常者と同じように職業紹介を行い、障害者の就業の機会を拡充してほしい。

【当局のあっせん要旨】

開庁延長を行っているハローワーク（注）では、障害者担当職員等の勤務時間の調整、予約制の正式導入、予約受付を行っていること等の掲示等を行うことにより、障害者が、健常者と同じように、開庁延長時にも職業紹介を受けることができるように改善を図ること。

（注） 回答時点で開庁延長を行っているハローワークは以下のとおり。

【福岡労働局】 八幡、久留米、小倉、福岡東、福岡西

【佐賀労働局】 佐賀

【長崎労働局】 佐世保

【労働局の回答要旨】

【福岡労働局】

- ① 開庁延長時に来所された障害者には、総合受付に申し出るように案内を表示し、相談等に対応する。
- ② 在職中の障害者で通常の開庁時間帯の利用が困難な方に対しては、障害者担当職員等が開庁延長時に、予約制による職業紹介を行う。

【佐賀労働局及び長崎労働局】

障害者に対しては、障害者担当職員等が開庁延長時に、予約制による職業紹介を行うとともに、このことを障害者担当窓口に掲示する。

担 当： 首席行政相談官 立花隆幸
電 話： 092-431-7081（代表）

(参考)

行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

(行政苦情救済推進会議構成員)

石森 久広 (西南学院大学大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
辻井 治 (弁護士)
森本 廣 (九州経済調査協会理事長)
池内 比呂子 (社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
藤井 通彦 (西日本新聞社論説委員長)
廣渡 雪路 (福岡行政相談委員協議会会長)